

平成30年度 安全装置等（側方視野確認支援装置・呼気吹込み式アルコールインターロック装置・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器）導入促進助成について（全日本トラック協会）

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象期間 平成30年4月1日～平成31年3月15日
3. 助成対象装置 次に掲げる別紙記載の装置で、装着にあたって、道路運送車両の保安基準に抵触しないもの。  
※別紙、助成対象機器一覧を参照。
  - (1) 側方視野確認支援装置  
※車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側に側方カメラの装着に限る
  - (2) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
  - (3) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器  
※安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）の導入に限る
4. 申請受付期間 平成30年4月1日～平成31年3月15日  
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
5. 申請方法 「平成30年度安全装置等導入促進助成実績報告書」に必要事項を記入し、以下の書類を添付して提出すること。
  - (1) 装着車両一覧表  
※携帯型アルコール検知器の場合は添付なし
  - (2) 装置装着証明書  
※携帯型アルコール検知器の場合は添付なし
  - (3) 装置装着に係る請求明細書の写し ※リースの場合は、添付なし
  - (4) 装置装着の支払いを証明する書類の写し  
※リースの場合は、リース契約書の写し
  - (5) 装着車両の車検証の写し  
※携帯型アルコール検知器の場合は添付なし
  - (6) 安全性優良事業所認定書の写し  
※携帯型アルコール検知器の場合に添付
6. 助成金額 車両1台につき対象装置ごとに20,000円  
※但し、国からの補助金が交付された装置に対しては交付しない。
7. その他 側方視野確認支援装置の申請の場合に、必要に応じて、当該装置を導入したことが確認できる写真（左側方カメラを装着したことが判別できること）の提出を求める場合があります。